参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和８年１０月１４日
支出負担行為担当官
　気象庁総務部長　今井　和哉

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

１　当該招請の主旨

本業務については、気象情報伝送処理システム（以下、「アデス」という。）の更新に伴い、既に運用している火山灰情報提供システム（以下、「VAFS」という。）の設定変更を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、VAFS の構造及び動作の詳細を熟知している法人等との契約手続に移行する。

なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

２　業務概要

（１）業 務 名　気象情報伝送処理システムの更新に伴う火山灰情報提供システムの設定変更
（２）業務内容　新アデスとの間で通信が行えるよう、VAFS の既存サーバとネットワーク機器の設定変更を行う。
（３）履行期限　令和９年３月 26 日（金）

３　業務目的

VAFS は、気象庁のアデスと接続し、航空路火山灰情報や降灰予報等の火山灰に関する情報を部外提供している。

現在、気象庁ではアデスの更新作業を進めており、令和９年２月から新アデス（東局）、３月から新アデス（西局）の運用が開始される予定である。これに伴い、現行 VAFS を用い火山灰の監視及び部外関係機関宛に情報提供を行うため、現行 VAFS の設定変更を行うことを目的とする。

４　応募要件

（１）基本的要件

①予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

②令和７・８・９年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越

地域の競争参加資格を有する者であること。

③気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

（２）技術力に関する要件

① VAFS に係る地震火山部のシステム、ネットワーク及び VAFS の接続構成を熟知するとともに、VAFS が火山灰に関する情報に係る多種多様なデータをリアルタイムに処理し、総合的な監視・情報発表を行う当庁の防災業務を担う重要なシステムであることを十分理解していること。

② 火山灰情報提供業務等に支障を与えないように、ネットワーク設定変更作業を行うことができる技術を有すること。

（３）設備・システムに関する要件

VAFS の性能・機能仕様を十分に理解し、当該業務を実施するための資料に示す項目について、個々の要件を満足させるような改修を行うとともに、システム全体として所要の性能を発揮させる技術を有すること。

（４）守秘性に関する要件

① 当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

② 当庁の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

（５）業務執行体制に関する要件

VAFS を安定かつ的確に運用するために必要な情報、セキュリティ確保のための情報を速やかに取得し、適切に措置するために必要な体制を有すること。当庁からの当該システムに関する連絡を受け付け、問題解決に向けたサポート対応を行うための必要な連絡窓口を持つこと。

（６）業務実績に関する要件

防災情報等を提供するシステムの保守・運用支援に係る業務、オンライン処理システムのデータ収集・配信に係る業務を実施した実績を有すること。

（７）情報管理体制に関する要件

本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、当庁が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。）を適切に管理する体制を有すること。

５　手続き等

（１）担当部局及び問い合わせ先

① 公示及び説明書について

〒105-8431

東京都港区虎ノ門３－６－９

気象庁総務部総務課調達管理室第一契約係　森原　裕貴

電話 03-6758-3900（内線 2517）

②　技術力等に関する要件について

〒105-8431　東京都港区虎ノ門３－６－９

気象庁地震火山部　地震火山技術・調査課　調査官　吉田知央

ＴＥＬ　03-6758-3900（内線 5295）

（２）説明書の交付期間及び方法

令和８年１０月１４日（水）から令和８年１１月２日（月）まで　（１）に同じ

（３）参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

令和８年１１月４日（水）　１７時まで　（１）に同じ。

応募者は、応募要件を満たす資料を作成し（書式は任意、但しＡ４版とする）、別紙、「参加意思確認書」に添付のうえ、原則として電子メールにより提出すること。

（Email:kishou-keiyaku@jma.go.jp 宛てに送付すること。）

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

（４）応募要件を満たした場合

参加意思確認書の審査において応募要件を満たした者は、書面にて通知を行うとともに、一般競争入札方式に移行するものとする。

（５）応募要件を満たさないとされた理由の説明

①　参加意思確認書の審査において応募要件を満たさないとの審査結果の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条に規定する行政機関の休日を除く。）以内に書面により、契約担当官等に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。

②　契約担当官等は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して１０日以内に書面により回答するものとする。

６　その他

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

（２）関連情報を入手するための照会窓口　５（１）に同じ。

（３）一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

（４）令和７・８・９年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も５（３）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格を有していなければならない。

（５）詳細は説明書による。